

## 松江家庭裁判所委員会（第12回）議事概要

### 1 日時

平成20年2月21日（木）午後1時30分～午後4時00分

### 2 場所

松江家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員長）岩田好二

（委員） 安部圭司，小沢佳子，片山憲一，門脇寿雄，釜瀬春隆，須田 大，  
滝野一夫，光谷香朱子，三宅理子，米井順子（五十音順敬称略）

（説明者）澤事務局長，太田首席家裁調査官，岡首席書記官

（庶務） 埜田総務課長，星野総務課課長補佐

### 4 議事（ は，説明者）

#### (1) 松江家庭裁判所長あいさつ

#### (2) 委員長選任

委員長に岩田委員が選任された。

当面は，岩田委員が委員長を務めることで賛同が得られた。

#### (3) 前回の指摘事項に対する説明

総務課長から，前回指摘された「待合室の改善」について，現在までの検討経過等を説明した。

#### (4) テーマ「家事事件の現状と課題について」

##### ア 家事事件全般及び審判事件について

首席書記官が説明を行った後，意見交換を行った。その内容は次のとおりである。

A 市の相談を担当して感じることだが，後見人を付けた方がよいケースがかなり増えている。参与員を活用して効率的な事件処理を行ったとしても家庭裁判所はかなり繁忙だと思う。後見事件は今後も増え続けると思われ

るが、職員の増員は図られているのか。

国家財政が厳しいことから、裁判所だけが職員を増やすことはむしろかしい状況である。近年、裁判官を含む職員の若干の増員はあったが十分とはいえないので、今後も事務の効率化等の内部努力を行っていく必要があると考えている。

B 司法制度改革の実施により、全国的には裁判官は500人以上、書記官もそれなりに増えているが状況は厳しい。裁判所としては、まず事務の効率化等の内部努力を行った上で、次の手段として増員を要望していくことになる。

A 近年の後見事件の激増で家庭裁判所は繁忙状況にあると思う。ただ、一般国民には、その状況がよく知られていない。島根県は高齢者が多いので、後見事件による裁判所の忙しさをもっとアピールしていくべきだ。

B 後見事件の迅速処理は家庭裁判所の重要なポイントである。後見事件に参与員を活用して迅速化を図っているが、関与できる参与員の数を更に増やしたところである。

C 参与員の役割は何で、調停委員とはどこが違うのか。また、後見事件で鑑定を省略するのは、どういう場合か。

参与員、調停委員とも非常勤の国家公務員である。調停委員は任期が2年であり、任命されると調停委員としての身分を有することになる。一方、参与員は、参与員となるべきもの（参与員候補者）として、原則、毎年1月1日に選任されて任期は1年である。具体的な事件の指定を受けることにより参与員となり、指定した事件が終了すれば参与員候補者に戻る。調停委員は調停事件に関与し、参与員は人事訴訟事件、後見事件等に関与するが、一般国民としての良識を家事事件に反映させるという役割は同じである。

C 参与員はどういった職業の方が多いか。

選任に必要な資格は「徳望と良識のあるもの」とされているが、教職にあった方、行政機関に勤務されていた方、各種団体の職員の方など多岐にわたっている。また、税理士、司法書士等の専門的な資格を持った方もいる。幅広い分野から任命している。

成年後見制度が始まる以前の禁治産者、準禁治産者については、鑑定は必須であったので、この制度の開始当初は、すべてのケースについて、専門医による厳密な鑑定を実施していた。最近では、介護保険法や障害者自立支援法等が整備されたこともあって、行政機関が行っている要介護の認定や知的障害者の方が持っている療育手帳等により、鑑定による証明を代替できる例も多くなってきた。また、後見事件の申立ての際に、鑑定が必要かどうかの意見が記載されている主治医の診断書を添付してもらうので、それも参考にしている。

- C 鑑定は費用もかかるので当事者にとって負担であるから、他の方法で鑑定に代えることができれば、それは望ましいことだ。
- B 他機関の制度で利用できるものは利用し、適正、迅速な事件処理をしていこうという流れにある。それが当事者の時間的、金銭的負担の軽減にもなる。
- D 独り暮らしの伯母がいるが、最近、後見制度を利用して大いに助かった。大事な制度であると感じた。もっと広く周知し、多くの方が利用できるようになればよい。
- B 後見事件は今後も増えていくだろう。裁判所は、そういった国民の期待に応えていく使命があるが、人員態勢には苦しいものがある。
- E 甲類審判事件は、終局までどのくらいかかるのか。

子の氏の変更事件は即日処理、相続放棄、保護者選任事件はほとんどが即日若しくは数日以内に処理できている。後見事件は多少日数がかかるものの、一、二か月以内には処理できている。

E 子の氏の変更事件等は，申立て後すぐに解決したいという方が多い。即日処理は，当事者の便宜にかなっている。また，後見事件において，他機関が持っている情報を利用することにより，当事者の経済的，時間的負担が軽減されるのはよいことだ。

F 後見事件について，参与員による即日事情聴取がまだ実施されていないとのことだが，将来的には実施される見通しはあるのか。

参与員による即日事情聴取を行っている庁もあるが，当庁は，参与員の育成や事情聴取を行う場所の問題があり，直ちに実施できない状況にある。近い将来は実施を検討したいと考えている。

G 後見制度を悪用しようという動きはあるのか。そのような場合には，警察や検察庁に情報提供しているのか。

親族間に紛争があって被後見人の財産が勝手に処分されてしまった場合には，親族が警察に相談に行かれることもある。警察がどの程度介入するかはケースによって違うが，刑事事件になる場合もある。後見人自身が不適切な財産管理をした場合は，裁判所が後見人を告発し，是正していくこともある。

B 裁判所は，後見人がきちんと職務を行っているか監督していかなくてはならないが，課題は多い。

イ 調停事件及び人事訴訟事件について

首席家裁調査官が説明を行った後，意見交換を行った。その内容は次のとおりである。

A 調停は費用が安くてよい。離婚，婚姻費用の分担，面接交渉と3点セットで申立てを行うことが多いが，離婚調停が不成立になり審判に移った場合は，当事者の対立感情も激しく，面接交渉の調停は非常に難しくなるので，代理人（弁護士）としても悩むところである。

B 家事調停は，民事調停に比べて人の心を扱うことから非常に難しい。民

事調停は紛争の争点が明らかになると解決への道筋が見えてくるが、家事調停は当事者の心情を見極め、双方の納得のいく解決を図ることが必要であり、そういった点が難しい。

H 離婚訴訟で感じることは、子どもの親権を巡る争いが非常に多く、しかも解決に困難を伴うことだ。双方が親権を譲らない場合は、相手方の不適合性を述べていくことになり、言わなくてもよいことまで言うことになって感情的な対立が激しくなる。親が別れることはやむを得ないとしても、別れた後の子どもの監護、養育において、双方の親が協力し合える関係を維持していくことが大切である。また、日本は、離婚した場合は単独親権であるため、どちらか一方の親を親権者に決めなくてはならない。これまでは、乳幼児の親権を決める際に、母性が優先されてきたが、一概には割り切れない面も出てきている。諸外国には、双方の親が子どもの養育に協力し合えるように国が支援する制度もあるが、日本にはまだそのような制度がないため、悩ましいところである。

I 生徒の親と学校の先生とのトラブルは、あるのか。

生徒の親と学校側との争いは、家庭裁判所の扱う事件ではなく民事調停事件となる。

E 養育費の支払が決められたのに払わなくなった場合、それを請求する手続はあるのか。

履行勧告の手続がある。履行勧告とは、相手が調停や審判で決められたことを守らないときに、家庭裁判所に申出をすると、家庭裁判所が状況を調査して履行を促す制度である。ただ、これには強制力はない。強制的に義務を履行させようと思えば、地方裁判所に民事執行（強制執行）の申立てを行うことになる。養育費等については、民事執行法の一部改正により、給与等に対する差押え範囲の拡大等が図られ、実効性も向上している。

E 面倒な手続だとあきらめている親も多いので、利用しやすい手続になる

ことはよいことだ。調停では感情的な対立があっても、養育費を支払って  
いく過程で親としての自覚が芽生えてくることがあるので、当事者にはそ  
ういった親子のつながりについて理解してほしい。

B 強制執行は地方裁判所への申立てが必要だが、本人だけでも申立てをす  
ることはできる。地方裁判所の窓口で手続案内をしているので、気軽に相  
談していただきたい。

A 履行勧告の効果はどれくらいか。

履行勧告をして履行されるのは8割から9割程度である。ただ、遅滞分  
がすべて履行されるとは限らない。また、履行勧告して支払われるよう  
になっても、再び遅滞する場合もある。

A 調停に弁護士が入ると、調停委員の態度が変わるという苦情を耳にして  
いる。調停の当事者に対するアンケートを実施して、その結果を調停委員  
の研修等でフィードバックすれば、調停委員の資質向上に役立つのではな  
いか。利用者の声を聞いて反映させることが、家庭裁判所を改善していく  
ことになる。

B 調停委員の対応等も含めて、今後の検討課題としたい。外来者の声を聞  
くために、庁舎内に「みなさまの声」というメモ用紙を備え置いており、  
それに意見を記載していただくようお願いしている。

(5) 次回のテーマの選定

「裁判所における各職種間の連携と協働の在り方」が選定された。

(6) 次回開催日時

次回は、平成20年6月26日(木)午後1時30分から午後4時までの予  
定で開催されることになった。